
日本職業・災害医学会会誌 第53巻 第6号
Japanese Journal of Occupational Medicine and Traumatology
Vol. 53 No. 6 November 2005

巻頭言

日本職業・災害医学会の新しい展開
～学会認定労災補償指導医制度の創設～

鎌田 武信

理事長

本学会は1953年、災害医学研究会として発足、2年後に日本災害医学会と改称され、21世紀2000年を期して日本職業・災害医学会としてスタートした歴史と伝統ある学会で53年目を迎える。

そもそも本学会の目的は会則に示されているように「職業医学および災害医学の研究および教育ならびにこれに関連する諸制度における医学的基準の研究により、医学・医療の発展に寄与する」ことである。この目的を達成するために学術大会の開催、機関誌の発行が行われ、同時に関連学会、関係諸官公庁等の連携協力の推進の一つとして、多くの会員が産業医として、またその専門性を生かして労災補償障害認定（以下労災認定）に従事している。

労災認定は、従来中央労災医員をはじめ各地の労働局から「地方労災医員」、「労災協力医」や「職業病相談員」など各分野の専門家が委嘱されているが、近年労災疾病の多様化と共に「過労死」に代表されるような複雑、困難な事案の増加などにより、労災認定業務の長期化が指摘され、その改善と適正化が求められている。

そこで本学会ではその問題解決に寄与すべく学会認定「労災補償指導医制度」を創設することとした。

本制度は本学会の目的に沿って職業医学および災害医学ならびにその関連領域における医学の進歩に応じ、その分野の知識と技術を高め、優秀な労災補償指導医の養成と生涯にわたる研修を図ることにより、労災疾病ならびに労災認定に関する最新の知識の修得・維持に努め、被災労働者の救済のための障害認定業務の適正・迅速化に貢献せんとするものである。

この制度の実施のため、学会に「指導医制度委員会」を新たに設置し、労災補償指導医の認定、資格更新などの事業を行うこととした。

詳細は「日本職業・災害医学会認定労災補償指導医制度規則」に譲るが、本規則は本学会および関連学会の専門医と厚生労働省職業病認定対策室の方々に検討を重ねてきたもので、既に理事会、評議員会、総会にて承認されている。

最近の「アスベストによる健康被害」は労災認定も含め、その対策が大きく取り上げられているが、この問題も含めて本制度が多くの課題を抱えた労災補償認定に貢献できるよう会員諸氏のご理解と積極的なご支援を期待したい。